

愛媛県教育委員会 5月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成30年 5月18日（金）午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正 委員 関 啓三 委員 清水慶子

委員 富永誠司 委員 高田智世

3 欠席委員

丹下敬治

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 武智俊和

指導部長 長井俊朗

教育総務課長 吉田慶治

教職員厚生室長 竹本 豊

社会教育課長 脇水 宏

文化財保護課長 佐川昌三

文化財保護課文化財専門監 谷若倫郎

保健体育課長 平井繁樹

義務教育課長 川崎 豊

高校教育課長 和田真志

特別支援教育課長 中村徹男

人権教育課主幹 佐伯康人

5 会議の概要

(1) 開 会（午前10時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会 5月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

（教育長） 始めに、委員の皆さんに提案させていただきます。本日の議案のうち、議案第24号教育委員会委員の辞職について、議案第28号及び議案第29号の委員の委嘱等2件、その他の協議案件の表彰案件5件につきましては、人事案件であることから、審議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 次に、議事進行についてですが、配布しております次第の順に議事を進行しますと、非公開案件の途中で公開案件が入ることになりまして、その都度、傍聴人に入退出していただくこととなりますので、この際、公開案件を先にまとめて審議したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 公開案件を審議することといたします。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(2) 4月定例会議事録の承認

(教育長) 4月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。続きまして教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○平成31年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

(教育長) 平成31年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について事務局から報告をお願いします。

(義務教育課長) 平成31年度愛媛県公立学校教員採用選考試験について御説明いたします。

資料1「選考試験について」を御覧ください。第1次選考試験につきましては、7月24日火曜日から7月27日金曜日の実施を予定しております。また、第2次選考試験につきましては、高等学校教員・特別支援学校教員が9月1日土曜日から9月3日月曜日の3日間、小中学校教員・養護教員・栄養教員が9月4日火曜日から9月7日金曜日の4日間の実施を予定しております。

それでは、今年度の改善点について御説明いたします。

今年度の改善点は、「年齢制限の緩和」、「加点項目の再編、精選」、「新たな特別選考の導入」、「大学院修士課程進学者の採用時の特例措置対象者の拡大」の4点でございます。

資料2(1)「年齢制限の緩和」を御覧ください。幅広い経験を有する者及び優秀な人材の確保のために、特別選考を除く受験者につきましては年齢制限を40歳未満から50歳未満に、小中学校教員受験者の本県講師等経験者及び教職経験者特別選考受験者の年齢制限を50歳未満から60歳未満にそれぞれ引き上げることとします。

資料2(2)「加点項目の再編、精選」を御覧ください。本県が求める教師像として四つの柱「スポーツ・文化振興」、「グローバル人材の育成」、「ICT活用能力の育成」、「多様なニーズへの対応」を設定し、それに貢献できる人材を確保することを目的として、これまでの加点項目の再編、精選を行いました。

一つ目の柱は「スポーツ・文化振興」です。えひめ国体、えひめ大会のレガシーを継承・発展するために、国民体育大会の正式競技、公開競技及び野球において、国際競技大会に日本代表として選ばれた者に対する加点を50点から100点に変更します。また、優秀な実績を残している指導者に対する加点は廃止し、スポーツ指導者特別選考を新たに導入いたします。

二つ目の柱は「グローバル人材の育成」です。高い英語力を有する者に対する加点を、英語検定1級等は30点から50点に、英語検定準1級等は20点から30点に、それぞれ変更いたします。また、社会貢献活動の分

野の加点対象者に、日系社会青年ボランティアとして2年程度海外に派遣された者を新たに加え、青年海外協力隊派遣経験者とともに加点を100点とします。

三つ目の柱は「ICT活用能力の育成」でございます。高等学校教員を志願する者のうち、現に情報の教科について授与された高等学校教諭免許状を有するものに対する加点を20点から50点に引き上げます。また、高等学校教員を志願する者のうち独立行政法人情報処理推進機構が実施する応用情報技術者試験の合格者には30点を、基本情報技術者試験の合格者には10点を加点することといたします。

四つ目の柱は「多様なニーズへの対応」です。中学校教員の英語を受験する者のうち、現に小学校教諭免許状を有するものに、20点を加点することとします。なお、今年度実施する加点制度につきましては、別紙「平成31年度公立学校教員採用選考試験の加点一覧」にまとめております。右端の欄にありますように、加点の上限は昨年度までは50点でしたが、今年度は100点となります。

資料2(3)「新たな特別選考の導入」を御覧ください。今年度、新たに「スポーツ指導者特別選考」と「社会人特別選考」を導入いたします。

「スポーツ指導者特別選考」は、えひめ国体、えひめ大会のレガシーを継承・発展するために、中学校教員又は高等学校教員を志願する者のうち、愛媛県教育委員会が指定する競技の指導者を対象として実施します。受験のための要件は、全国的な規模の競技会に選手又は指導者としての出場経験を有するものであること、あるいは選手又は指導者としての経験を10年以上有し、その証明が受けられるものとしております。第1次選考試験の筆記試験の一部（一般教養及び教職専門科目）を免除いたします。なお、指定競技は、スポーツ・文化部が実施する「えひめトップグレード強化拠点校事業」及び「ネクストエイジ育成強化事業」で対象となっている競技のうち、特に指導者が必要とされる7競技を選定しております。

「社会人特別選考」は、専門知識及び高度な技術等を継承するために、高等学校教員の工業を志願する者のうち、教員免許状を有しないものを対象として実施します。愛媛県教育委員会が実施する教育職員検定に合格し、特別免許状の授与が見込めるものについて、第1次選考試験の筆記試験の一部（一般教養及び教職専門科目）を免除するとともに、集団討論・面接試験に代えて個人面接試験を行います。なお、申請があった者については、提出された書類等により特別免許状の授与が見込めるかどうかの審査を行い、社会人特別選考対象者を決定します。特別免許状の授与が見込めない者は、受験できません。

資料2(4)「大学院修士課程進学者の採用時の特例措置対象者の拡大」を御覧ください。受験者の確保、専門性を有する人材の確保を目的として、小学校教員又は中学校教員の区分の第2次選考試験合格者のうち、

専修免許状を取得できる大学院修士課程に進学するものに対し、採用を2年間猶予しておりましたが、本特例措置の対象者を、全試験区分に拡大することとしております。

以上で報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(教育長) 今年度の改善点のうちの「グローバル人材の育成」で、青年海外協力隊経験者の加点は以前からあったのですが、日系社会青年ボランティアが、今回、新たに加えられています。これらの違いと、新たに加えた理由の補足説明をお願いします。

(義務教育課長) 日系社会青年ボランティアにつきましても、青年海外協力隊の派遣を所管するJICA(ジャイカ)が実施している社会貢献活動でございます。日系社会青年ボランティアは、派遣人数は少ないのですが、日系社会がある、主に中南米の約9か国に派遣をしております。また、活動については日本語教育分野が大半だと聞いております。全国のお他県の状況を調べますと、一昨年度で7県が青年海外協力隊の派遣経験者に加点しておりますが、そのうちの大半が、日系社会青年ボランティアを加点の対象としておりますことから、今回、加点制度等を整理する際に、派遣人数は少ないものの、同等の社会貢献活動経験を有しているものということで含めることにいたしました。

(関委員) 今回の選考試験の加点関係の変更ですが、様々な技能を持った者や、社会貢献体験を積んだ有為な人材を活用しようとされることは大変いいことだと思います。

時代の変化や社会の変化に伴った人材の育成ということが叫ばれておりますが、最近、日本からの海外留学が減少していることも聞きます。また、日本の国際的な地位の低下ということも最近言われており、高等教育関係での世界的な地位も低下しておりますので、青年海外協力隊員や日系社会青年ボランティアなどの経験者から、子どもたちに積極的に海外での体験を教えていただいて、将来、子どもたちが海外へ出るようになったらと思います。将来に向けて、日本の国際的な地位の向上は、やっぱり必要だと思いますので、そういう面に力を入れていただくことは大変いいことだと思います。

今後、時代による要請も更に出てくると思いますので、それに即した変更や追加を是非、検討していただきたいと思います。

(義務教育課長) この加点制度につきましては、これからの教員に必要な資質も含めて、特色ある教員を採用したいということで、改善しております。今回、高校の試験区分で情報の免許を持っている者の加点を上げたり、情報技術者資格を持っている者の加点を追加しておりますが、これからの子どもたちに必要な資質をしっかりと身に付けられる教員を少しでも確保したいということで、考慮いたしました。委員さんがおっし

やるとおり、時代とともにいろいろ変化していきますので、子どもたちのためにしっかりと指導できる教員を採用できるよう、加点制度も毎年検討していきたいと思えます。

(富永委員) 年齢制限の緩和ですが、60歳まで緩和されるとなると、採用する年齢層も高くなると思うのですが、年齢制限を緩和した理由と、他の都道府県も大体一緒のような加点制度になっているかをお聞かせいただけたらと思えます。

(義務教育課長) まず、年齢制限についてですが、一昨年度の全国の採用試験の状況は、5割弱が年齢制限なしとしております。50歳までとしているのが、大体4割でございます。

今回、60歳未満までに年齢制限を緩和したのは、過去に本県における教職経験がある者、もしくは講師として実績がある者でございます。一般受験者につきましては、40歳未満から50歳未満に緩和しております。採用倍率等も年々、低下傾向にありまして、特に小学校は低下しております。真に教員として、しっかりやっていきたいという者がおりましたら、年齢に関わりなく採用したいということで、年齢制限の緩和をしております。

50歳以上でも講師をしていただいている方がいます。そういう方はどういった方かと言いますと、例えば、子育てをするために退職された方で、特に、子育てが一段落した方です。学校現場で講師が足りないので、お願いをして講師をしていただいています。講師より正規の教員の方が処遇は良くなりますので、そういった方に正規の教員になっていただくことも考えて、年齢制限を緩和したということでございます。

加点制度につきましては、多くの県が導入し、各県特色ある採用をして、優秀な人材の確保に努めているところでございます。おそらく愛媛県が全国で先駆けて実施したものと自負しております。これはあくまでも所感ですが、それを他県も参考にしつつ、取り入れてきているところが多くなったのかなと思っております。

(教育長) 加点については、本県は幅広くやっているということをお聞かせいただきました。

(清水委員) 富永委員さんから年齢制限のことが出たのですが、10歳ずつ幅が広がって、とてもいい制度だと思います。一方で、そういった方の免許更新は大丈夫でしょうか。免許更新制度のことはあまり詳しく覚えていないのですが、免許更新をしていなくて、やりたいけどできないというような人が出ないように、免許更新の情報を周知しておく必要があるかと思うのですが、どうでしょうか。

(義務教育課長) 今現在、50歳以上で講師をしている方も、免許更新の年齢の時には更新講習を受けていただかなければなりません。教員免許の有効期限は10年ですので、10年が終わる前に更新講習を受ける必要があります。採用の時もそうですし、現に講師として雇用する時も免許

更新はしていなければいけませんので、当然、免許状を有する者という条件を要項の中に記載しますし、受験者の出願に際して確認しますので、更新講習を受けていない者には更新講習の情報を提供するなど、周知を行いたいと思います。

(教育長) ほかがございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては以上で終了し、議案審議に移ります。

(4) 議 事

議案審議

(教育長) 議案第24号の審議につきましては非公開のため、先に、議案第25号ないし議案第27号について審議いたします。

○議案第25号 平成31年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

(教育長) 議案第25号平成31年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について、事務局から説明をお願いいたします。

(高校教育課長) 当該議案は、県立高等学校の入学者の選抜、県立特別支援学校高等部の入学者の選抜及び県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について定めるものです。

お手元の議案及び資料に沿って、説明いたします。

議案の「1 愛媛県県立高等学校の入学者の選抜」の「(1)学力検査の検査教科及び出題範囲」について説明いたします。

まず、検査教科は、例年どおり、全日制課程では、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科、定時制課程では、国語1教科と、社会、数学、理科及び英語から入学志願者が選択する2教科の合わせて3教科としております。

次に、出題範囲について説明いたします。中学校においては、新しい学習指導要領が全面実施される平成33年4月1日までの間の移行措置により、平成30年度の3年生は、資料1に示すように、第3学年の社会と外国語において、新学習指導要領又は現行学習指導要領のいずれかの規定により学習しております。

このため、社会と外国語については、学力検査の出題範囲を、現行中学校学習指導要領において指導する内容、新中学校学習指導要領において指導する内容に即し、基本的事項について出題することとしております。ただし、平成30年度における学習が、現行学習指導要領又は新学習指導要領のいずれによるものであっても、影響のないよう配慮することといたします。なお、社会については、現行学習指導要領による場合に

も、新学習指導要領における公民的分野の「領土、国家主権」に関する規程を適用することとなっており、中学校第3学年の生徒全員が学習することとなっておりますので、出題範囲に加えることとしております。

このほか、議案の「1の(2)学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、お示ししたとおりでございます。

また、「(3)通信制の課程及び専攻科」については、実施校が限られておりますことから、教育長が別に定めることとしております。

次に、議案の「2 愛媛県県立特別支援学校高等部の入学者の選抜」について説明いたします。

まず、学力検査の検査教科については、各県立特別支援学校の実態に応じて各学校において決定することとしております。

次に、出題範囲について説明いたします。

本科については、現行の特別支援学校学習指導要領に示されている中学部の各教科の目標及び内容を出題範囲とすることとしております。

なお、知的障害者以外の、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においても、新しい学習指導要領が全面実施される平成33年4月1日までの間の移行措置により、議案の「1 愛媛県県立高等学校の入学者の選抜」の「出題範囲」に準ずる範囲とすることとしております。

専攻科については、特別支援学校高等部学習指導要領に示されている内容に即し、基本的事項について出題することとしております。

このほか、議案の「2の(2)学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、お示ししたとおりでございます。

最後に、議案の「3 愛媛県県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜」についてであります。 「(1)イの出題範囲」については、高等学校と同様であります。「(1)アの検査教科」「(2)の学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、教育長が別に定めることとしております。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第25号平成31年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日については原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第26号 平成30年度全国学力・学習状況調査の結果公表について

(教育長) 議案第26号平成30年度全国学力・学習状況調査の結果公表について事務局から説明をお願いいたします。

(義務教育課長) 議案第26号平成30年度全国学力・学習状況調査結果の公表(案)について御説明いたします。

先月、4月17日火曜日に、本年度は理科を加えて、全国学力・学習状況調査が実施されました。

公表に関しましては、例年より1か月早い7月下旬に文部科学省から結果が発表される予定となっております。

本県では、平成26年度から保護者や地域住民に対して説明責任を果たすとともに、課題を明確にして学力向上の取組を更に進めるために、同意を得た市町の結果を数値等で公表してまいりました。

今年度も同意を得た市町につきましては、これまでと同様のフォームに理科を加えた、資料①～③の内容で公表いたしたいと考えております。なお、資料のデータは全て昨年度のものでございます。

資料①は、各市町の平均正答率及び全国との差を表したものでございます。国語と算数・数学及び理科について表しています。なお、砥部町と松野町につきましては一町一中学校のため平均正答率は表示しておりません。

資料②は、市町ごとの平均正答率の傾向を教科ごとに示すとともに、その分析結果及び改善策をまとめたものでございます。

資料③は、県内の小学校及び中学校の正答率の分布を示したグラフでございます。

公表する内容を御承認いただいた上は、各市町に公表内容を示して意向を確認し、同意を得た市町の結果を県のホームページに掲載する予定でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(教育長) 例年のものに理科が加わったということですかね。

(義務教育課長) はい。

(関委員) これは平成29年度の結果を示していますが、この結果の公表によって、何かプラス、マイナス、両方あると思うのですが、何か反応があるようでしたら、参考にお聞きしておきたいです。

(義務教育課長) 結果公表の導入当初は各市町の序列化を招くおそれがないかという意見もいただいたのですが、それについては、各市町に聞きましても特段、何かあるということはありませんでした。ただ、本県は全ての市町の学力が、全国に比べて向上しておりますので、励みにもなっています。また、各市町の中で算数の基礎問題が弱いなど、自分の市町の結果を容易に分析・検討したり、同規模の市町と比較したりできるということで、公表することを好意的に受け止めていただいていると考えております。

四国中央市は県の公表の中に入れていませんが、四国中央市は独自で

課題を公表しております。他の市町におきましても、独自でいろいろな分析結果を公表しています。ただ、県が取りまとめてホームページで公表することによって、各市町のホームページを見なくても、各市町や各教科の状況が概ね分かるということで、公表をさせていただいているもので、特に、これまで意見等は聞いたことはございません。

(教育長) ほか、ございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第26号平成30年度全国学力・学習状況調査の結果公表については原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第27号 愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則について

(教育長) 議案第27号愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いいたします。

(義務教育課長) 議案第27号愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則(案)について御説明いたします。

この規則は、平成26年9月に公布された免許状更新講習規則の一部を改正する省令に定める経過措置の適用が平成30年5月30日で終了することから、愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、免許状の有効期間の更新等を申請する際の様式のうち、適用が終了する経過措置の記載を削除するものでございます。

施行期日は、平成30年5月31日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第27号愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いいたします。

○議案第24号 教育委員会委員の辞職について

(教育長) 丹下委員から平成30年5月11日付けで、委員を辞職したいとの申出があったことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により同意する原案の説明をする。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第28号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

(教育長) 議案説明を求める。

(社会教育課長) 愛媛県社会教育委員である愛媛県高等学校長協会長及び愛媛県小中学校長会副会長の交代に伴い、その後任の委員を、社会教育法第15条第2項の規定により委嘱する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第29号 愛媛県教育支援委員会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(特別支援教育課長) 愛媛県教育支援委員会委員である愛媛県特別支援学級設置学校長協会長及び愛媛県特別支援学校長会長の交代に伴い、その後任の委員を愛媛県教育支援委員会設置規則第3条第2項の規定により任命する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(5) その他

○平成31年春の叙勲について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 平成31年春の叙勲候補者について、教育功労(6名)及び学校保健功労(1名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○平成30年度教育者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 平成30年度教育者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(3名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○平成30年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 平成30年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(2名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○平成30年度優良P T A文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(社会教育課長) 平成30年度優良P T A文部科学大臣表彰の被表彰候補団体(3団体)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○P T A活動振興功労者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(社会教育課長) P T A活動振興功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(3名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会 (午前10時48分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会5月定例会を閉会いたします。